

今日の一問 (やまだ塾)

(2008年6月7日掲載)

No.36	障害者数(在宅・施設)および2005年制定の「障害者自立支援法」のポイントを示せ。																								
解答	<p>【1】障害者数(在宅・施設)</p> <p>・障害者総数 723.8万人(人口の約5.7%)</p> <p>　　<うち在宅 667万人(92.2%), うち施設 56.8万人(7.8%)></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>身体障害者(児)366.3万人</th> <th>知的障害者(児)54.7万人</th> <th>精神障害者 302.8万人</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>在宅</td> <td>357.6万人(97.6%)</td> <td>41.9万人(76.6%)</td> <td>267.5万人(88%)</td> </tr> <tr> <td>施設</td> <td>8.7万人(2.4%)</td> <td>12.8万人(23.4%)</td> <td>35.3万人(12%)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※身体障害者は2006年, 知的障害者・精神障害者は2005年</p> <p>【2】「障害者自立支援法」制定のポイント</p> <table border="1"> <tr> <td colspan="2">・目的:「障害者が地域で暮らせる社会」、「自立と共生の社会」の実現に寄与すること</td> </tr> <tr> <td>(1)障害者施策を3障害一元化</td> <td>①3障害の格差解消(精神障害が対象に) ②実施主体を市町村に一元化(都道府県はこれをバックアップ)</td> </tr> <tr> <td>(2)利用者本位のサービス体系に再編</td> <td>①33種類の施設体系を6事業に再編し, 併せて「地域生活支援」「就労支援」のための事業や重度障害者を対象としたサービスの創設 ②規制緩和を進め既存の社会資源を活用</td> </tr> <tr> <td>(3)就労支援の抜本的強化</td> <td>①新たな就労支援事業を創設 ②雇用施策との連携を強化</td> </tr> <tr> <td>(4)支給決定の透明化, 明確化</td> <td>①支援の必要度に関する客観的な尺度(障害程度区分)の導入 ②審査会の意見聴取など支給決定プロセスの透明化</td> </tr> <tr> <td>(5)安定的な財源の確保</td> <td>①国の費用負担の責任を強化(費用の1/2を負担) ②利用者も応分の費用を負担し, 皆で支える仕組みに</td> </tr> </table>	区分	身体障害者(児)366.3万人	知的障害者(児)54.7万人	精神障害者 302.8万人	在宅	357.6万人(97.6%)	41.9万人(76.6%)	267.5万人(88%)	施設	8.7万人(2.4%)	12.8万人(23.4%)	35.3万人(12%)	・目的:「障害者が地域で暮らせる社会」、「自立と共生の社会」の実現に寄与すること		(1)障害者施策を3障害一元化	①3障害の格差解消(精神障害が対象に) ②実施主体を市町村に一元化(都道府県はこれをバックアップ)	(2)利用者本位のサービス体系に再編	①33種類の施設体系を6事業に再編し, 併せて「地域生活支援」「就労支援」のための事業や重度障害者を対象としたサービスの創設 ②規制緩和を進め既存の社会資源を活用	(3)就労支援の抜本的強化	①新たな就労支援事業を創設 ②雇用施策との連携を強化	(4)支給決定の透明化, 明確化	①支援の必要度に関する客観的な尺度(障害程度区分)の導入 ②審査会の意見聴取など支給決定プロセスの透明化	(5)安定的な財源の確保	①国の費用負担の責任を強化(費用の1/2を負担) ②利用者も応分の費用を負担し, 皆で支える仕組みに
区分	身体障害者(児)366.3万人	知的障害者(児)54.7万人	精神障害者 302.8万人																						
在宅	357.6万人(97.6%)	41.9万人(76.6%)	267.5万人(88%)																						
施設	8.7万人(2.4%)	12.8万人(23.4%)	35.3万人(12%)																						
・目的:「障害者が地域で暮らせる社会」、「自立と共生の社会」の実現に寄与すること																									
(1)障害者施策を3障害一元化	①3障害の格差解消(精神障害が対象に) ②実施主体を市町村に一元化(都道府県はこれをバックアップ)																								
(2)利用者本位のサービス体系に再編	①33種類の施設体系を6事業に再編し, 併せて「地域生活支援」「就労支援」のための事業や重度障害者を対象としたサービスの創設 ②規制緩和を進め既存の社会資源を活用																								
(3)就労支援の抜本的強化	①新たな就労支援事業を創設 ②雇用施策との連携を強化																								
(4)支給決定の透明化, 明確化	①支援の必要度に関する客観的な尺度(障害程度区分)の導入 ②審査会の意見聴取など支給決定プロセスの透明化																								
(5)安定的な財源の確保	①国の費用負担の責任を強化(費用の1/2を負担) ②利用者も応分の費用を負担し, 皆で支える仕組みに																								

(注)「問題 49 「障害者雇用促進法」の概要を述べよ。」「問題 69 精神障害者の地域生活支援(障害福祉サービス, 医療サービス, 雇用支援)の現状と問題点・課題について述べよ。」「問題 80 障害者自立支援法における就労支援事業および平均工賃(賃金)について述べよ。」を参照のこと。

<http://www.yamadajuku.com/>

やまだ塾

Copyright(C) 2008 Shunsaku Yamada. All rights reserved.